広島県告示第六百九十八号

成果を次のとおり認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定によって、 国土調査の

平成二十年八月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 世羅郡世羅町
- 二 調査を行った期間
- 平成十七年五月から平成十九年三月まで
- 世羅郡世羅町地籍図及び地籍簿三 成果の名称
- 世羅郡世羅町大字川尻・小谷の一部四 調査を行った地域
- 五 認証年月日

平成二十年八月十三日